

改正

平成25年3月29日条例第25号

平成30年3月30日条例第8号

吹田市立高齢者生きがい活動センター条例

(設置)

第1条 高齢者が教養を深め、又は相互に交流することにより、生きがいづくりをする拠点として、高齢者生きがい活動センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 高齢者生きがい活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市立高齢者生きがい活動センター
- (2) 位置 吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部

(事業)

第3条 吹田市立高齢者生きがい活動センター（以下「センター」という。）は、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者に係る生きがいづくり、健康づくり、世代間交流等に関する講座、研修等の実施に関すること。
- (2) 高齢者及び高齢者団体の交流及び活動に対する支援に関すること。
- (3) 高齢者に係る相談及び情報提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用者の範囲)

第4条 センターの施設を個人で使用する者が、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する60歳以上の者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 センターの施設を専用使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内の高齢者関係団体であって、センターにおいて事前に登録したもの
- (2) その他市長が適当と認める者

(使用の許可)

第5条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 センターの施設の使用料は、無料とする。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第10条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 5 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第5条から第7条まで及び前2条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

- 第12条** 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。
- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
 - 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
 - 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
 - 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成24年9月3日から施行する。ただし、第11条第2項から第4項まで及び第12条の規定は公布の日から、第5条から第10条まで並びに第11条第1項及び第5項の規定は同年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第25号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。